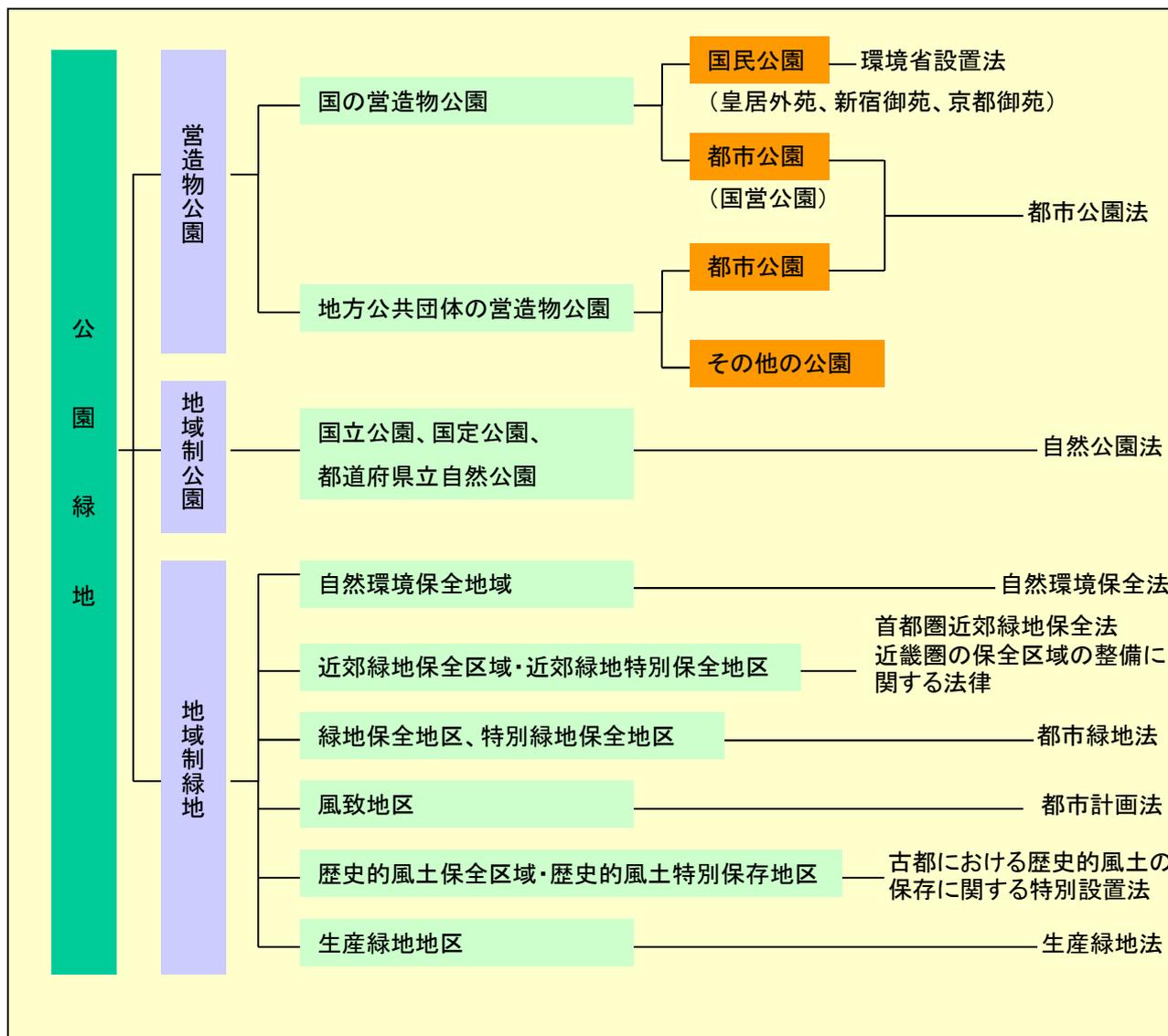


1. 都市公園とは

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園に大別されます。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表されます。この都市公園とは、計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するものです。

また、地域制公園は、自然公園法に基づく自然公園に代表されるように、国または地方公共団体が、一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限及び一定行為の禁止や制限によって、自然景観を保全することを主な目的としています。

◆公園緑地の分類◆



本県の公園制度体系

